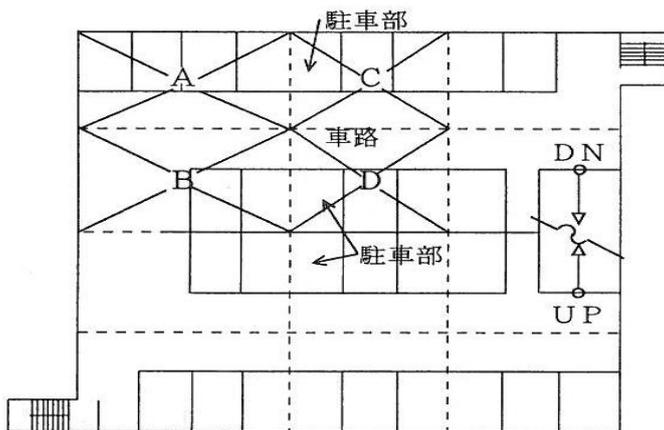


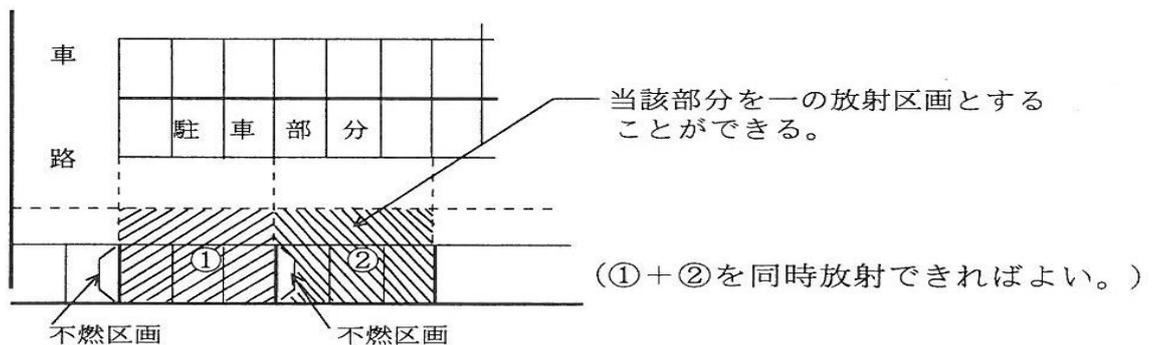
### 第3 水噴霧消火設備

- 1 水源  
第1屋内消火栓設備1に準ずること。
- 2 加圧送水装置  
第1屋内消火栓設備2（（3）及び（6）を除く。）に準ずるほか、加圧送水装置は水噴霧消火設備専用とする。
- 3 呼水装置  
第1屋内消火栓設備3に準ずること。
- 4 配管  
第1屋内消火栓設備4（（1）、（7）及び（8）を除く。）に準ずるほか、加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に水噴霧消火設備である旨を表示すること。
- 5 同時放射区域  
規則第17条第2項第3号に定める隣接する2つの区画のうち最大となるものを同時放射した場合、必要となる水源、加圧送水装置等を確保すること。（第3-1図参照）ただし、隣接した区画が不燃材料で区画されている場合は、当該区画された部分の一を放射区画とし、最大となる区画を同時2区画放射とすることができるものとする。（第3-2図参照）



（A区画とC区画又はA区画とB区画を隣接する区画としてとらえ、A区画とD区画はとらえないものとする。）

第3-1図



第3-2図

## 6 電気機器との離隔距離

高圧の電気機器がある場合においては、電気機器とヘッド及び配管との間に電気絶縁のための必要な空間を次表により保つこと。なお、噴霧ヘッド及び配管等と充電部との離隔距離を示す。

電 圧 (kV)	離 隔 距 離 (mm)	
	標 準	最 低
7以下	250	150
10 "	300	200
20 "	400	300
30 "	500	400
60 "	1,000	700
70 "	1,100	800
100 "	1,500	1,100
140 "	1,900	1,500
200 "	2,600	2,100
250 "	3,300	2,600

## 7 排水設備

- (1) 放射された水を有効に排水できる措置を講ずること。
- (2) 駐車のために供する防火対象物又はその部分に設ける場合は、放射された水量を処理できる油分離槽を設けること。

## 8 表示等

第2スプリンクラー設備11(1)及び(3)に準ずる。

## 9 駐車場面積

令第13条第1項に定める防火対象物の駐車のために供される部分の床面積の算定は第4泡消火設備8によること。